

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】

ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。
ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者が使用者か】

「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】

働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。
一人親方の場合、実態としても「請負」であるか注意してください。

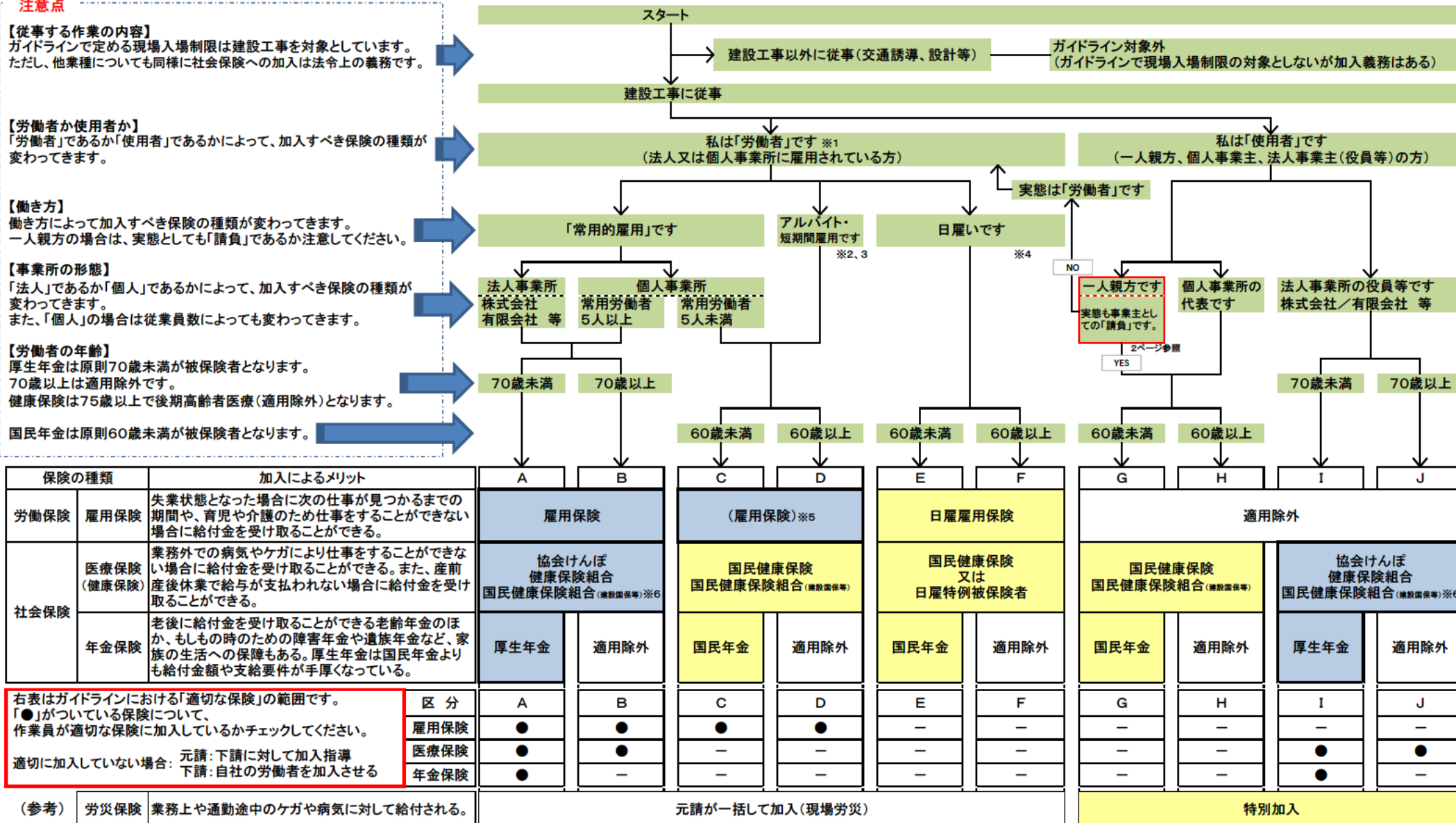
【事業所の形態】

「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】

厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。
70歳以上は適用除外です。
健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。

※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。

※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。

※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。

※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。

※6 法人や常時5人以上使用する個人事業主であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。

* ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■事業主に従業員を加入させる義務があるもの □個人で加入するもの

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

（一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。）

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか

仕事先：あなたに工事を発注する会社

Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか

Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか

Q4. 仕事先から仕事の就業規則（始業・終業）を決められていますか

Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか

Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか

Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか

Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか

Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬（工事代金又は賃金）は仕事先から誰が受け取りますか

Q10. あなたの通常の実ミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか

Q11. あなたが仕事で使う機械・器具（手元工具を除く）は誰が提供していますか

Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか

Q13. あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか

☐ 自分に断る自由はない

☐ 自分に断る自由がある

☐ 自分に断る自由はない

☐ 自分に断る自由がある

☐ 受けている

☐ 受けていない

☐ 仕事先から決められている

☐ 自分で決められる

☐ 仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要

☐ 自分の判断で仕事を終えることができる

☐ 別の現場での仕事を行うことは許されない

☐ 別の現場で仕事を行うこともできる

☐ 毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く

☐ 毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している

☐ 会社が代わりの者を探す

☐ 自分の判断で代わりの者を探す

☐ 代わりをした者

☐ 自分

☐ 仕事を依頼した会社が負担する

☐ 自分が負担する

☐ 仕事を依頼した会社が提供する

☐ 必要な機械・器具は自分で持ち込む

☐ 仕事を依頼した会社が提供する

☐ すべて自分で調達する

☐ 一日あたりの単価など働いた時間による

☐ 工事の出来高見合い

左右で☑が多くついた方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

労働者性が強い
（雇用されるべき労働者）

事業者性が強い
（一人親方）

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多くついたからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

都道府県社会保険労務士会相談窓口

P1「確認シート」やP2「働き方チェックシート」に関する疑問は社会保険労務士会の下記相談窓口をご利用ください。
その他、社会保険の制度で分からないことがあれば、下記リストから最寄りの社会保険労務士会へお尋ねください。



平成29年9月末現在

	社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
1	北海道	〒064-0804 札幌市中央区南4条西1丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951	011-520-1952
2	青森県	〒030-0802 青森市本町5-5-6	017-773-5179	017-775-1428
3	岩手県	〒020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373	019-651-7841
4	宮城県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573	022-223-0674
5	秋田県	〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777	018-863-1839
6	山形県	〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959	023-631-2981
7	福島県	〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430	024-534-5432
8	茨城県	〒311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864	029-350-3222
9	栃木県	〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46	028-647-2028	028-647-2007
10	群馬県	〒371-0846 前橋市元総社町528-9	027-253-5621	027-253-5679
11	埼玉県	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864	048-826-4866
12	千葉県	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル7F	043-223-6002	043-223-6005
13	東京都	〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751	03-5289-8820
14	神奈川県	〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245	045-662-9220
15	新潟県	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759	025-250-7769
16	富山県	〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432	076-441-0255
17	石川県	〒921-8002 金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2F	076-291-5411	076-291-5415
18	福井県	〒910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル3F	0776-21-8157	0776-21-8103
19	山梨県	〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064	055-244-6065
20	長野県	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-14 JAながの会館3F	026-223-0811	026-267-6225
21	岐阜県	〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11	058-272-2470	058-272-2910
22	静岡県	〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-249-1100	054-247-4795
23	愛知県	〒456-0032 名古屋市中熱田区三本松町3-1	052-889-2800	052-889-2803
24	三重県	〒514-0002 津市島崎町255	059-228-4994	059-224-0327
25	滋賀県	〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6F	077-526-3760	077-526-1800
26	京都府	〒602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881	075-417-1880
27	大阪府	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188	06-4800-8177
28	兵庫県	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864	078-360-1588
29	奈良県	〒630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070	0742-23-6071
30	和歌山県	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584	073-431-3829

	社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
31	鳥取県	〒680-0845 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4F	0857-26-0835	0857-26-2101
32	島根県	〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-26-0402	0852-26-0412
33	岡山県	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13 旧岡山あおば生命ビル7F	086-226-0164	086-226-0180
34	広島県	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481	082-212-4482
35	山口県	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720	083-923-9802
36	徳島県	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2F	088-654-7777	088-654-7780
37	香川県	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040	087-862-6733
38	愛媛県	〒790-0813 松山市萱町4-6-3	089-907-4864	089-923-1133
39	高知県	〒780-8010 高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151	088-833-1156
40	福岡県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル3F301号	092-414-8775	092-414-8786
41	佐賀県	〒840-0843 佐賀市川原町8-27 平和会館内	0952-26-3946	0952-26-4107
42	長崎県	〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454	095-821-2515
43	熊本県	〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F	096-324-1124	096-324-1208
44	大分県	〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4F	097-536-5437	097-536-5447
45	宮崎県	〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F	0985-20-8160	0985-60-3870
46	鹿児島県	〒890-0056 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F	099-257-4827	099-257-2219
47	沖縄県	〒900-0032 那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6F	098-863-3180	098-863-3563

★ 47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が無料で電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ① 最寄りの都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい
- ② 都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします
(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)